

物価高騰対策 賃上げ支援金

岩手県では、**60円以上**(1時間あたり)の
賃上げを行った中小企業等を対象に

従業員1人あたり**6万円**^{上限}_{50人分}を支給します。

支援金の 支給額

従業員1人当たり**6万円**、上限50人分(1事業所当たり最大400万円)

※令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合は、**2万円**加算する。

支給 対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※公益法人、協同組合、個人事業主等(従業員を1人以上雇用しているものに限る)も含む。
(詳しくは裏面へ)

支給要件

①賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
(賃金の支給が令和8年10月31日までのものを含む)

②賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。
ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

③賃上げ額

(ア)対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して**1時間あたり60円以上**引き上げていること。

(イ)最低1月以上、**引き上げ後の賃金支給実績**があること。

(ウ)引き上げ後の**賃金水準を1年間継続**すること。

④その他

申請時点において、事務所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。

受付開始

令和8年 **2月13日(金)**

県全体の 支給上限

岩手県全体で25億4,000万円を上限とし
上限に達し次第終了します。

※なお、上限に達しない場合でも、令和8年11月13日(金)で受付終了とします。

手続きについては
裏面をご覧ください